平成２４年（フ）第７８号
鳥取県米子市皆生５丁目１番41号
債務者　雑賀　正光
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第７９号
鳥取県米子市皆生５丁目１番41号
債務者　雑賀　保子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３８７号
広島県三原市大和町上徳良2034番地１
債務者　明鎮　雪江
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４２６号
広島市東区中山西１丁目９番20号
債務者　住谷美代子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１号
山口県長門市三隅下2714番地９
債務者　島岡　正美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第１２号
山口県長門市仙崎1829番地１
債務者　太田　弘行
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第１０９号
愛媛県松山市高岡町648番地４　久保ハイツ105号
債務者　門田　玉數
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６９号
愛媛県松山市安城寺町457番地
債務者　武田　健二
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８４号
愛媛県松山市西石井６丁目15番14号
債務者　田村貴美子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
福岡県飯塚市赤坂860番地　市営新町西住宅７号
債務者　手嶋都四男
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第４２号
福岡県筑後市大字熊野1673番地１　２号棟
債務者　辻　真由美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第６３号
福岡県田川市大字伊田4969番地、前住所福岡県田川市魚町２番16号　勝三閣アパート206
債務者　岩﨑　勇喜
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第２８号
鹿児島県曽於市財部町北俣5406番地25　水ノ久保住宅２棟３号
債務者　横山オシエ
1　決定年月日時　平成24年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第６０号
青森県八戸市湊高台６丁目６―12、住民票上の住所青森県八戸市岬台４丁目３番２―44号県営住宅
債務者　松田　　修
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
青森県八戸市大字市川町字桔梗野上33番地１桔梗野ハイツＡ―７、前住所青森県三戸郡南部町大字大向字下夕構７番地７
債務者　角濱　幸代
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
青森県八戸市青葉３丁目５番18号
債務者　照井　光城
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
長野県中野市西２丁目２番６号　高梨コーポラス303
債務者　岡村　　弘
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係